

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養における研修及び認定証の取扱いについて  
(第1・2号研修)

1 実地研修等の回数について

胃ろう又は腸ろうについて半固形の栄養法を実施する場合の研修については、厚生労働省のQ&A(平成23年11月23日付け事務連絡「喀痰吸引等業務の施行等に係るQ&Aについて(その2)」)により「通常の講義・演習・実地研修に加え、別途十分な講義・演習・実地研修を実施」することとされており、本県においては、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下及び半固形)の研修の回数について次のとおり取扱うこととするので留意されたい。

- (1) 【滴下のみ】新規に滴下を研修する場合、又は追加で滴下を研修する場合、  
演習：滴下を5回以上  
実地研修：滴下を20回以上
- (2) 【半固形のみ】新規に半固形を研修する場合、又は追加で半固形を研修する場合  
演習：半固形を5回以上  
実地研修：半固形を20回以上
- (3) 【滴下及び半固形】新規に滴下と半固形を同時に研修する場合  
演習：滴下と半固形併せて5回以上  
実地研修：滴下と半固形併せて20回以上

2 認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定証」という。)について

(1) 認定証の記載内容について

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施については、上記1の研修内容により3つの区分(滴下のみ、半固形のみ、滴下及び半固形)があるのに対し、県が発行する認定証は、その区分が必ずしも明確ではなかった。(一部の認定証は、登録研修機関からの報告に応じて「半固形のみ」「半固形含む」など追記したものもある。)

このため、認定証の記載について実施できる行為が外形上明確となるよう、研修で実施した行為に基づき、次のとおり記載する。

- (1) 滴下のみ可能の場合  
⇒胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養(滴下のみ)
- (2) 半固形のみ可能の場合  
⇒胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養(半固形のみ)
- (3) 滴下及び半固形が可能の場合  
⇒胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養(滴下及び半固形)

## (2) 過去に発行した認定証の取扱い

過去に発行した認定証の書き換えは行わないので、実施する行為については、実際に行われた研修内容により適切に対応願いたい。

なお、実施できる行為を明記してほしいという希望があれば、研修の記録を確認した上で再発行を行うので、千葉県健康福祉指導課まで相談いただきたい。

## (3) 登録研修機関における修了証明書の交付について

上記(1)のとおり認定証に記載するため、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の研修を修了した際に発行する喀痰吸引等研修修了証明書については、実施した研修内容(実施できる行為の区分)が分かるよう次の記載例を参考に交付願いたい。

### 【記載例】

#### (1) 滴下のみ行った場合

⇒胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養(滴下のみ)

#### (2) 半固形のみ行った場合

⇒胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養(半固形のみ)

#### (3) 滴下及び半固形を行った場合

⇒胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養(滴下及び半固形)

## 3 その他、留意点

- 登録研修機関においては、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形)の研修を実施する場合、変更の15日前までに「登録研修機関変更登録届出書」を提出願いたい。